

農産物等物流業務効率化推進事業の事業実施主体等について

事業の内容	<p>事業実施主体は、複数産地や異業種との連携等により共同集荷・配送システムの導入等を行うトラック輸送の高度化、新たな鉄道・船舶輸送体系の構築、先端貯蔵技術を活用した長期貯蔵体系の確立等の低コストで安定した新たな輸送技術・方式、簡素化した出荷規格よる新しい流通形態等の導入により、青果物流通の高度化を実現するため、次の取組を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会の開催 2 調査・分析 3 青果物の新たな輸送技術・方式の導入
事業実施主体	<p>民間団体（実施要領に定める要件を満たすもの）</p> <p>なお、事業実施主体は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けている又は事業開始までに認定を受ける見込みがあり、事業実施主体の構成員である生産者又は流通業者が GFP コミュニティサイトに登録していること</p>
補助要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること 2 その他、実施要領に定める要件を満たしていること
補助率	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内（実施要領第 3 の 3 のうち設備・機器等借上費）</p>
補助金額の上限	<p>1 千万円</p>